

アメリカ合衆国における home schooling

— もう一つの choice となりうるか —

中村 護 光*

HOME SCHOOLING IN THE USA

— Another Choice for Education? —

Morimitsu NAKAMURA

School choice programs are now operational in some form or another in almost every state in the US. They are market-oriented approaches for "customers" seeking better schooling for their children. Policy-makers believe competition and new approaches to education will force regular public schools to improve. The number of American families taking advantage of school choice in one form or another has increased recently. However, there is another alternative to public schools that goes beyond the realm of American school choice -- home schooling. The movement has burgeoned and now figures as a recognized alternative to public schooling. This paper considers how American home schooling is authorized legally, examining the pertinent legislation in three states' education acts, and then considers its applicability as a viable educational alternative for Japan.

キーワード : home schooling, compulsory education laws, home schoolers

1. はじめに

合衆国における親や生徒にとって、初等中等教育の学校選択の機会が州や学区(市町村教育委員会)ごとに事情は違うが、大多数の州に於いて存在する。School choice は学区内での学校選択、または学区を越えた選択プログラムや、magnet school, charter school への通学、voucher の発給、及び tax credits や tax deductions という授業料に関する税制上の優遇策の形をとるなどの様々な方法により実施されている。これらの choice プログラムに共通する設立の趣旨は公立学校を生徒獲得競争に参加させることにより、公教育の独占状態を排し、学校間の競争による教育の質の改善をもたらすこと、教育消費者に選択の機会を与えて、生徒が利用できる学習経験や環境の範囲を拡大し、多様化しようというものである。しかし、教育に市場原理を持ち込む改革政策は教育を商品として取り扱い、多数の子どもを犠牲にして一部の子どもだけを助けることになりかねなく、すべての子どもたちに質のよい教育を提供するというアメリカの公教育の理念を危うくするものである

との強い反対論もある。しかし、いずれにしても school choice は全体として量的に拡大し、全米各地に広く浸透しながら、今後のアメリカの公教育の有り様に強く影響を及ぼしていくことは確かである。

本文では合衆国の公教育システム内で政策上実施される school choice とは別に番外の choice である home schooling を考察した。まず人口統計上に現れた実体と home schooling に対する司法判断を概観した上で、三つの異なる法的取り扱いの様子をそれぞれ該当する州を例にとって調べた。その上で home schooling の今後を展望してみた。

2. Home schooling とは

合衆国の親や生徒にとっては、school choice の一連のメニューの他に、更にもう一つの教育の選択肢がある。Home schooling である。学区や行政が直接にかかわり管理することはないので、home schooling は単に the "education of school-aged children at home rather than at a school" と一般に定義されている。これは「親、又は保護者が子どもの教育について第一義的に責任を持つ教育の alternative(代替)である」(Preiss 1989) や、「親や保護者にとって、子どもを教育するオプションの

* 一般科教授

原稿受付 2002年5月13日

一つである。子どもの教育を公立、私立の学校へ通わせるよりむしろ、自分たちの手で通常、家庭で教育する選択である」(Masters 1996)と解釈されるものである。

この選択肢に対する米国民の反応については、1985年に the Phi Delta Kappa/Gallup Poll が初めて「home-schooling が国にとって良いことか、悪いことか」を国民に問いかけている。この時点では回答者の73%が a bad thing であると答えている。肯定はわずか16%であった。しかし、2001年の5～6月の調査では、否定の割合は54%に減り、かわりに肯定が41%と上昇しており、国民の間における home schooling に対する理解の浸透を裏付けるものとなっている。

ところで、home schooling を受ける子どもたちである home schoolers の数字は正確にはつかめていない。学齢期の子どもで、学校外で学習している者の数字については、これまでに州の教育局(SEAs)の持つデータ、home schoolers への教材の配給元及び home schoolers を支援する組織の会員数から推定したおよそ50万の数字(Patricia Lines 1995)がある。またこの運動により発生する法的問題に関して home schoolers を援助する the Home School Legal Association はこの数字を70万から100万の辺りに置いている(Rieseberg 1995)。さらに The National Home Education Research Institute はこの数字をおよそ50万と推定し、全学齢児童生徒のおよそ1%としている(Brian D. Ray 1995)。教育省による National Center for Education Statistics も1991年以来 National Household Education Survey によりこの種のデータを収集しているが、2000年9月の Technical Report では合衆国における home schoolers を1994年の the Current Population Survey Education Supplement と1996年の National Household Education Survey の二つのデータを使用して home schoolers の数を算出している。全米の6歳から17歳のK-12の学齢で home schooled となる児童生徒を前者(CPS)のデータから345,000名、後者(NHES)のデータから636,000名、つまりそれぞれ全学齢児童生徒の0.8%、1.4%と推定している。また教育省の研究者 Patricia Lines 氏は1995年の秋までの数字をその後更新し、home-schooled children の数を500,000から750,000の間と上方修正した推定を出している。

しかし、最近の報告では、the National Home Education Research Institute が123万人(Viadero 1997)を、The National Center for Home Education は1998年現在で170万人と推定している。もしそうであるとするなら、1998年秋に公立学校に在籍するK-12の推定生徒数4680万(NCES Ed.Digest 1998)からして、home schoolers は学齢期の子どものおよそ3.6%

にあたることになる。推定の数字ではあるが、1980年代初期の推定15,000(Thomas, 1994)からの上昇を考えるとまさに急成長を遂げているオプションといえる。ますます増加する home schoolers の人口は home schooling がもはや一時的でマイナーな現象といえなくなっていることを物語る。School choice のスペクトラムにおけるマージナルな位置を離れて、いまやアメリカの公教育の認知された alternative の一つにカウントされる存在感を持つようになっている。

3. Home schooling に関する法的、行政的 取り扱い

3-1 国レベルでの対応

合衆国では教育は州の権限に係わる問題であるため、合衆国憲法や公民権法等で home instruction が触れられることはない。この権限不在のため、教育省を含むいかなる行政の部局も home schooling に直接係わることはない。このため、国レベルでの home schooling の認知は合衆国最高裁の判断に基づいていると言ってよい。この点で、二つの主な判決がその役割を果たしていると考えられている。

まず、Pierce v. Society of Sisters (269 U.S.510:1925)の裁判である。この裁判では最高裁は8歳から16歳の子どもと親や保護者のすべてに、子どもを子どもが居住する学区の公立学校へ通わせることを求めるオレゴン州の義務教育法(Compulsory Education Act)は違憲であるとする原告私立学校の訴えを支持したのである。最高裁は、州は基礎教育の管理と保持について適当な規制を課する権限を有することを認める一方で、この法は親や保護者が自らの管理下で子どもの育成や教育にあたる自由を不当に干渉しているとの見解を示した。その上で、州は親に公立学校だけから受ける授業を強要することはできないとして、私立学校の主張を支持した。この判決後、州は子どもたちを学校へ通わせるよう強制できるが、親は公教育に代わる適当な代替について、それが私立であっても、教会に付属した学校であっても、これを選択し、また求める権利を有すると理解されるようになったものである。

もう一つは、Wisconsin v. Yoder (406 U.S.205:1972)の裁判である。この訴訟は、Amish の8学年16歳までの子どもたちに対して、公立または私立のいずれかの学校への通学を求めた Wisconsin 州の権限に対する挑戦であった。当時 Amish の親達は子どもの高校通学は自分たちの宗教上の信条に反するものであると主張し、彼らの子どもたちはいかなるタイプでの学校においても正式な schooling を受けていなかった。彼らの信条は物質主義と世俗的影響から自分たちの隔離を実践するも

のであった。この裁判の中で、合衆国最高裁は問題となった中等教育が実質的に Amish の子どもたちの宗教心の発達を干渉していると判断したのである(406 U.S.234-35)。親は義務教育が彼らの宗教的信条を危うくすることを証明できる場合は、州の権限は合衆国憲法の the First Amendment (合衆国憲法修正第一条)の宗教表現の自由な行使に路を譲らねばならないとの理由に基づく判決であった。ただし、最高裁は就学義務免除に触れて、そのような手段の行使は非常に限られたものであるべきことを付記している(406 U.S.236)。

合衆国最高裁の判決は、国レベルにおける home schooling に対する認識を確立すると同時に、公教育以外で、また学校教育の枠を越えた場で子どもが教育を受ける権利を認め、home schooling を容認したものであり、home schooling が公教育の another alternative として考慮されうる土壌をつくり出したといえる。

3-2 州レベルの対応

教育に関する最終責任と権限を持っている州においては、1986 年までにいくつかの法廷闘争を経て、全米 50 のすべての州及び首都 D.C. でなんらかの形で home education を認めるようになった。州により認識や取り扱いは異なるが、いずれの州でも義務教育法の範疇の中で語られている。

この間、home schooling の管理にあたっては、次の 3 点が常に問題とされている。

○Home instruction が組織的・集団的学習経験(学校教育)と同質であるか。

○Home instruction が a "private" school としての認識の対象になりうるか。

○政教分離をうたった合衆国憲法修正第一条の解釈が home schooling を許容するかどうかである。

州の義務教育法の中での home schooling の取扱いは次の三つのタイプに分類される。

① Home schooling を合法的なオプションとして認め、その運用・管理等に触れる条項を持っているもの。

② そのような条項を持たないが、home schooling が private school に準ずるもの、またなんらかの代替と解釈できる記述のあるもの。

③ ①, ②に準ずる記述が一切ないもの。

②では、就学義務については、home schooling は家庭に存在する"school"への出席、つまり attendance at a school at home と解釈されている。③の場合は、州が教育に関するすべての責任を有するとの考えに立脚し、"equivalent education elsewhere"の表現の意味を広義に解釈することで、home schooling もその中に包含される一つの例外 an implied exception を提供しているものとして捉えているものである。

上記三つの異なるタイプの州義務教育法を検証してみた。

3-2-1 立法化されたオプションとしての home schooling (Georgia 州の場合)

同州の場合、Georgia School Laws, Part I. General Law, Title 20 EDUCATION, Chap.2 の Elementary, Secondary, and Adult Education, Article 16 Students, Part 1 School Attendance, Subpart 2 Compulsory Attendance 20-2-690 が home study programs に触れている。この条項により、同州は public schools, private schools に加えて home study programs も教育の実体であることを認めている。ここでは親や保護者がこの home study programs を家庭で子どもに提供する運用上の条件を次のように明記している。

① 親や保護者は home study programs を設置して 30 日以内、またはその実行の意思を表明した後、毎年 9 月 1 日までに当該の学区の教育長に届け出なくてはならないこと。《届け出の義務》

② 届け出の内容は home study program に在籍する子どもの氏名、年齢、program の所在地、home study programs の the school year とみなされる 12 カ月の statement のリストを含むものであること。《届け出の内容と計画概要の提出義務》

③ 子どもを教える親や保護者は、少なくとも高校卒業、又はそれと同等の GED(高校修了資格)を持っている条件で、home study program を自分の子ども達だけを対象として教えることができること。この場合、子どもの教育にあたって学士資格を持つ家庭教師を雇うことも可能であること。《親・保護者の学歴》

④ Home study programs は、reading, language arts, mathematics, social studies and science の教科に限定されないが、これらを含む基本的な academic educational program を提供するものとする。《基礎教科修学の義務》

⑤ 法に規定される規則に身体的対応が難しい場合を除いて、授業日は少なくとも日課 4 時間半の授業時間から成る 180 日の授業日に相当する 12 カ月の授業を home study student に提供しなくてはならないこと。《授業日・授業時間の確保》

⑥ Home study program の出席の記録は保管され、このプログラムが所在する学区の教育長に毎月月末に提出されること。出席の記録及び報告は、この学区への情報提供の目的以外のいかなる目的にも使用されないこと。《出席の記録と報告義務》

⑦ Home study programs の子どもは、3 学年の学年末を開始時期とし、少なくとも 3 年ごとに学習成

果を評価するため、標準テストを管理し判定することに熟練した者と相談の上、適当な全国規模の標準テストを受けること。このようなテストの記録と得点は保存されるものとするが、公的教育監督機関への提出は求められないこと。

《標準テスト受験の義務》

- ④ Home study program で教える者は、各年ごとの発達評価報告書を作成するものとする。この報告書は④で特定された教科領域における生徒の学力発達状況についての教授者個人の評価を含むものとする。そのような発達評価報告書は home study program における子どもの親、または保護者により、少なくとも3年間は保管されるものとする。《成長(学力)の記録の作成と保管義務》

州段階では home schooler 達の法廷闘争での勝訴をうけて、1995年までに33の州が home schooling に係わる法を執行し、home school instruction を管理する法律条項を持つようになった。法律条項に関して ECS(Education Commission of the States) によるデータ(1996年6月)では、同州のように、親の高校卒業証書、ないしは GED 及びその他の資格を法で求めている州には Arizona, New Mexico, North Carolina, North Dakota, Ohio, Pennsylvania, South Carolina, Tennessee, West Virginia を合わせた10州がある。ただし、親に教員資格証書を要求するものはほとんどなく、唯一 Michigan 州だけが教員プログラムへの参加を求めている。

また、ごく僅かな例外を除いて、ほとんどの州は家族に州ないしは地方教育委員会にカリキュラムプランのような基本的情報の提出を求めている。その他の条件を加えている州も少なくない。例えば、Georgia を含めた29の州は法により標準テストの受験や、生徒の評価を求めている。Massachusetts, Minnesota, New York のような州は、州によるカリキュラムの承認や home visits, 及び achievement test の得点の提出など規則が厳しい州として知られている。

3-2-2 法の解釈に基づいて認められる home schooling (California School Laws の場合)

カリフォルニア州では、California Education Code の Chapter 2 Compulsory Education Law の 48200, 48220, 48222 及び 48224 が home schooling の取り扱いに関わりがある。これらの条項は、学齢期の子ども(12月2日で6歳から18歳)の就学義務に触れている。子どもは公立学校または、その代替としての一定の条件を満たす私立学校に学ばせるか、チューター(private tutor) または資格ある他の人物による教育を受ける必要のあることを求めるものである。これらの条項は親が

子どもの教育をどのように、どこで行うかを決定する権利は奪われるものではないと解釈されており、明確に home schooling や home school programs の文言は使用されてはいないものの、home school が合法的オプションとして認められる法的根拠となっている。

§ 48222 は公立学校での義務教育の免除の例として私立学校への通学を述べている。私的な full-time day school で教育を施せる者から授業を受けている子どもはこれを免除されるという記述である。このような学校では

* 英語で授業が行われ、生徒は州の公立学校に求められるいくつかの教科領域の授業をうける必要があること。

* 生徒の出席は私立学校当事者により記録・保管されること。

* 出席の記録は学年の授業日と半日以上の欠席を明記すること。

* この項での免除は、学区の the attendance supervisor, ないしは教育長により特定された者による「当該私立学校は州教育長が用意する所定の事項について、学校の所有者または長による誓約ないしは声明(の年次ファイル)を求める Section 33190 の条項に適合している」との証明があつてはじめて有効となる。

また § 48224 は、a private, full-time day school に通わない、チューターによる授業の場合に触れ、次の条件で免除を認めているものである。

* 毎年の calendar year において175日、毎日少なくとも3時間の学習を行うこと。

* A private tutor or other person により、州の公立学校に求められているいくつかの教科領域の授業を受けること。

* The tutor or other person はその対象となる学年の正式な州の教授資格を所持するものであること。

* 授業は午前8時から午後4時までの間に提供されるものとする。

Colorado, Connecticut, Delaware などは California と同様に、授業日数や一日当たりの授業時間の条件を求めている。これらの州では、法的には、home schooling は一種の私立学校として個人が a home school を作り、運営し、チューター又は他の人物による授業が行われるとの解釈に立脚しているものであり、課されている条件から前述 3-2-1 で規定される home schooling に比べ教授者の資格の点で限定されたものとなっている。

3-3-3 州の全体的な教育責任の中で認められる home schooling (Illinois School Laws の場合)

Illinois 州は前述 3-2 の①のように home schooling を明記したり、②のように適用の可能な法的条項も持たな

い。それでは、実際に home schooling には学校や学区当局はどのように対応しているのだろうか。

同州の場合、国と同様に、司法の判断が現場で home schooling を取り扱う上での拠り所となっている。イリノイ州最高裁は home school instruction に関する見解を *People v. Levisen* (404 Ill. 574, 1950) で示した。これは親が子どもを宗教上の理由 (Seventh Day Adventist) から home school することを決断した行為について親は就学義務 (the compulsory attendance law) に違反したとの判決を下され、被告がこれを不服として上告した裁判である。上告理由は州は home school instruction が a "private school" ではないことを証明できないため就学義務違反とは言えず、compulsory attendance law 自体が違憲であると主張したものであった。

この裁判の中で、州最高裁は「the compulsory attendance law はすべての子どもが教育を受けることを趣旨としたものであり、特定の方法や場所での教育を受けることを言うものではない」として、「法は子どもに公立学校で受けられる教育に等しいか、またはより優れている教育を施す機関を提供する人々を罰するために作られているものではない。適切に子どもを教育できなかったり、それを拒んでいる親のために作られている」との理由で home school instruction の存在を肯定したのである。しかし "private" home instruction に関しては、「公立学校での出席に変わる代替として、その方法を好む人々は、彼らの用意された学習プログラムが十分な course of instruction を提供していることを示す責任を負っている。もしその指導や学習方法が必要とされる質や内容を伴うことを証明できなければ、その責任は全うされたものとはいえない。いかなる親も子どもから教育上の利益を奪う権利を有するとは言えない。(十分な course of instruction は) すくなくとも公立学校のために用意された標準に相応するものであること....」(404 Ill. at 578) と補足している。このため、その後の Illinois case law では、Levisen の裁判が同州における home schooling 認知の根拠となっていると同時に、次の最低限の構成要素が合法的な home school/private school の条件として求められているものと解釈され、そのあり方を示す指針となっている。Home schooling を実施するにあたっては、

- 教える者の能力(しかしながら、教員免許は必要としない)が保証されること。
- 子どもには必要な "branches of learning" (学習プログラム) が教えられること。
- 子どもが少なくとも公立の schooling と同等の教育を受けていること(このことは 1 日 5 時間の 180 日の授業日を意味する)

イリノイ州教育委員会は、この司法判断に則って、the Illinois Compulsory Attendance Act の解釈にあたっては次のような見解をもって home schooling に対応している。

○イリノイ州の憲法は、州が教育に関わる権限を有することを明言している。特に Article X では A fundamental goal of the People of the State is the educational development of all persons to the limits of their capacities... とあり、この条文は、イリノイ州は home instruction を受ける子どもを含むすべての公立私立学校児童生徒の教育上の発達に関係する権限を持ち、home schooling についても州の責任と権限が及ぶと解釈されること。

○The Illinois School Code の the Illinois Compulsory Attendance Act は、親や保護者が 7 歳から 16 歳の学齢期にある子どもを子どもが居住する学区の公立学校に通わせることを義務づけている。ただしこの Act では、次の条件にある子どもについてはこれを免除していること; "Any child attending a private or parochial school where children are taught the branches of education (the same subjects as taught to public school children of the same age and in the English language). この文言の中からは home school instruction は、イリノイ州最高裁の判断に基づいて、この a "private school" の範疇で解釈され、それゆえ就学義務条項の例外として考慮されること。

なお、具体的な取り扱いの事例に係わるものとして、the Illinois School Code の Section 10-20.24 がよく参照される。この条項は生徒の一時通学について規定したものであるが、当該する公立学校に十分なスペースがあれば、公立学校生徒以外の者 (non-public school students) も在籍できることを明記している。つまり翌年度公立学校への通学の要望があれば、the non-public school の校長から当該する公立学校へ 5 月 1 日以前に届け出が必要であること、また、この要望は the non-public school に通う子どもが居住する学区にある公立学校に提出することを規定しており、子どもが home schooling を中断して、翌年度、公立学校でのコース履修を希望する場合はこれに当てはまる。当該の学区への申し出を義務づけているものである。この条項では、行政上 home school parents はこの条項の non-public school の校長と解釈されており、同様に home schooling に関してなんらの正式な規定をもたない郡や学区の現実的な対応の拠り所となっている。

イリノイ校長協会 (IPA) は、公立学校の持つ教育の使命に対する親や個人の権利のコンセプトは法的政治的に難しい意味合いを持つが、イリノイにおいては一般的

法律しか存在しないため、home schooling に関する具体的問題について学校区が指導方針を持つ必要があるとしながら、自らも申し合わせ事項により現実の問題に対応している。

Home schooling に関して三つのタイプの州の例を見た。いずれも home schooling を司法判断を含め法的には合法的なものとしてその存在を認めている。その考え方は、home schooling を家庭に私立学校を開設したとの解釈で容認し、それには学校に必要な教授者の資格、教育計画、履修教科、授業日・時間、評価などの公立学校に求められる条件のうち最低必要限の条件を求めている。Home schooling は合衆国においてはまさに法的、行政的に認知され、親にその選択がまかされた教育の choice option の一つとなっているのである。

4. 合衆国における home-schooling をめぐる 問題点と現状

なぜ home schooling を選択するのだろうか。Policy Analysis(No.294, Jan.7,1998) は、1996 年の the Florida Department of Education の調査の結果から、選択理由の主なものに公立学校への不満、自由な宗教的価値観の伝承、学力の卓越性の保持及び強い家族の絆の構築などを挙げている。

The Seventh Day Adventists や Mormons のような宗教集団は、伝統的に子どもを家庭において教育してきた。歴史的に公立学校が一般に普及した後もそうであった(Lines 1995)。The Amish は長い間、年長の子どもたちを学校へ送るよりもむしろ、community を通じて鍛練する道を選んできた。

しかし、この一方で、当初より home schooling で good citizenship や高等教育のための基本的知識・技能の修得ができるのか、集団性・社会性の欠如、学力保障をどうするかなどの問題が必ず指摘されている。NEA(The National Education Association) も 1997 年夏の年次大会で、home schooling に反対する決議を代表者会議で採択している。同大会の Resolution B-63 は home schooling のプログラムでは生徒に総合的な教育経験を提供できないと宣言している。ここでは、そのような指摘される問題点とそれについての home schooling の支持者達の反論と現状を整理してみた。

(1) Home schoolers の集団性、社会性の欠如に関する懸念について

(反論) Home-schooled children は必ずしも社会的に孤立した生活を送っているわけではない。同年齢の子ども達と共に過ごす時間は少ないかもしれないが、一般に、家庭以外で多様な活動に係わり、違った年齢の人々と過ごす時間は多い(Lines 1995)。

具体的にはスポーツ団体、ボーイ(ガール)スカウト活動、教会、地域奉仕、アルバイトなどへの参加活動があげられている。同じ志を持つ家庭との相互訪問、図書館、博物館、大学、公開講座、地元の企業などの地域の利用できる資源を使うことで、子どもたちの社会的、知的発達を豊かにしている。1992 年の the University of Florida の Larry Shyers 氏の研究では、自己認識、自己主張の点でも他の子ども達とは何らの差のないことが指摘されている。

(2) 基礎知識・技能の修得への懸念について

(反論)ERIC Clearinghouse on Assessment and Evaluation Washington DC の "The Scholastic Achievement of Home School Students. ERIC/AE Digest" は、20,760 名の home school students の特徴と学力結果をまとめている。1998 年の春のテスト実施段階で、the home school students の学力レベルは、どの学年、どの教科の分野でも平均得点が全国の生徒の 70th and 80th percentile の間にあり、home school students が 8 学年になるまでには、公立私立の学校に通う同年代の子ども 4 年先をいく成績であったと報告している。

(3) 教育上の施設・設備の不足について

(反論) 州議会や、教育委員会及び市民が home schooling にたいしてより受容的になるにつれ、home schoolers は公立学校を含めて、さらに多くの手段へのアクセスを勝ち取っている(Lines: 1996)。ほとんどの州の教育局には a home-schooling の担当・相談部門があり、より多くの学校区が home schoolers に課外活動やパートタイムベースでの授業へのアクセスを提供している。前述のイリノイ州でも、家庭の要望があればパートタイムでの学校在籍も認めている。現実には home schooling を選択する家庭は home schooling と regular schooling の間を数年ごとに行き来している傾向にあるとイリノイ校長協会は報告している。

(4) 親がすべての領域を教えることは不可能ではないかとの疑問について

(反論) この問題に答えるだけでなく、親が特にフルタイムで仕事を持つ場合は、ますますオンラインカリキュラムが頼りにされるようになっていく。生徒は一般にインターネットで課題を受け取り、それらを World Wide Web sites で検索・研究して、a document として HTML で教師に提出する。その上オンラインカリキュラムは学校の暴力事件や安全を懸念する親にとって、また通常の学級環境ではうまくやっつけられない行動上の問題を抱えた子どもや特別な学習ニーズを持つ子どもたちにとって救いとなっている。しかし、home-schooling は親子のやりとりが本質であるとして、あくまでもオン

ラインカリキュラムのコースは二次的、補助的手段として使われるべきで、カリキュラムのすべてを頼ることは避けるべきだとの意見がある。

Florida High School は、1996 年に the Orange County と Alachua County 学校区により運営される合同の pilot project として設立されたオンラインのハイスクールである。全国で最大の最も確立したオンラインスクールの一つとして注目されているが、2,500 名の在籍生徒のうち、21% が home schoolers である。

(5) Home schoolers の受け入れ先についての不安

(反論) Harvard や Yale を含み、全国で多くの大学が home schooled students を入学させている。近年、home schooled students の難関大学への入学がブームになっていることが報じられている。高校卒業証書や成績証明書がない中で、かつては home schooling には懐疑的で、入学申請時には standards tests の受験や GED の証明書が求められたり、SAT や ACT のテストでの高得点が求められていたが、応募者は自分の作品の samples 又は a portfolio を、また推薦書や通常の SAT の得点で出願できるように取りはかられるようになってきている。The 1998-99 school year において、公立私立大学の 513 校中、home-schooled の応募者の評価に対して方針を持たない学校はわずか 2 校であった(Blair 2000)。

5. 展望

我が国で home schooling は根づくであろうか。学校教育法の第二章、第二二条及び第三章、第三九条が就学義務に触れている。また第二三条では、就学義務の猶予・免除について書かれているが、あくまでも猶予・免除であり、home schooling が学校教育の代替となる記述はおろかそのような解釈もない。

「人格の完成をめざし、平和的な国家社会の形成者として...」ではじまる教育基本法の第一条は教育の目的が民主主義と平和主義を掲げる憲法の理念を担う国民を育成する国民教育の実現であることを述べている。新生日本の教育目的は旧来の天皇・国家奉仕から、個人の尊厳・発達の重視に改められたのである。昭和 22 年に終戦直後に公布された法律であるが、そこにみられる法の精神は普遍の理念として現在でも色あせてはいない。立法時、戦争で疲弊した国家が国の再建と民主主義社会の実現に「教育の力にまつ」とした意気込みが読み取れる。このため国家の責任としてすべての子女が教育を受ける権利を保障したのである。これを具現化した法律が学校教育法である。

現在に至るまで、我が国は経済復興をなしとげ、民主主義が根付き豊かで成熟した社会が出来上がり、人々の教育の目的は for the public good から for the private

good に比重が移っている。自ら積極的に教育に投資し、教育を通じて自己実現を目指すようになっていく。特に都市部では the public good の理念に基づく公立学校よりは個性的で private good に資する私立学校が好まれる傾向にある。その点、究極の私教育である home schooling が求められても不思議ではない。実際、教育基本法第三条の教育の機会均等は立法当時の適切に子どもを教育できない状況、それを拒んでいる親や保護者を想定して作られており、公立学校で受けられる教育と同等の、またそれよりすぐれた教育を提供する機会を妨げるものではない。また同じ第三条の②の「経済的理由によって就学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない」の記述の就学困難な理由は現在では、立法時に想定された経済的理由だけにとどまらない。それなりの理由のある者に対しても、奨学の方法が講じられねばならない。そのため、教育基本法第二条にあるように「教育の目的はあらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」とは、教育を施す機会や場が絶対に学校でなくてはならないのかとの疑問を生み、あらためて公立学校の存在意義が問われることになる。

合衆国の人々の宗教観、教育哲学、地理的条件等による強い動機やニーズとその歴史的背景や生活様式から生まれた home schooling をそのまま我が国に持ち込み根づかせることは可能であろうか。法的には合衆国において home schooling が合法的オプションとして認知されていると同じ理由で、我が国においてもその認知は不可能ではないかもしれない。しかし home schooling 実践の強い意志、ニーズ及び個人としての実行可能性においてどれほど多くの人々がこの choice を望むかは疑問である。それよりはむしろ home study schools の可能性が考えられる。家庭で勉強するが、学校の形態は保持されるのである。しかしそれは通常の学校ではなく、既存の公立学校より更に経営・運営の面で自由度が高く、児童生徒や親のニーズに応えた flexibility を持つ charter schools 型の学校であり、そのタイプは non classroom-based charter school、すなわち online を利用した cyber charter schools が我が国の事情に沿った選択肢と考えられてくるのではないか。

参考文献

1. Education Commission of the States, "Home Schooling." *ECS StateNotes Home Schooling*, 1996 (<http://www.ecs.org/clearinghouse/15/13/1513.htm>)
2. Henke, R.R. et al. *Issues Related to Estimating the Home-Schooled Population in the United States With National Household Survey Data Technical Report Set.2000*. U.S. Department of Education,

- National Center for Education Statistics. U.S. Department of Education OERI, 2000.
3. Lyman, I. "HOME SCHOOLING Back to the Future?" *Policy Analysis* No.294. Washington, DC : Cato Institute, 1998.
 4. Rees, N.S. "APPENDIX B: Home School Laws of the United States, School Choice." *What's Happening in the States 2000*. Washington. DC: The Heritage Foundation, 2000.
 5. Rose, L.C. and Gallup, A.M. "Home Schooling." *The 33rd Annual Phi Delta Kappa /Gallup Poll Of the Public's Attitudes Toward the Public Schools*. Bloomington, IN : Phi Delta Kappan, 2001
 6. Bielick, S. et al. *Homes schooling in the United States: 1999*. National Center for Education Statistics, U.S. Department of Education, 2001
 7. Lines, Patricia M. "Home Schooling." *ERIC Digest* Number 95. ERIC Clearinghouse on Educational Management, Eugene OR,1995(<http://www.ed.gov/databases/ERIC-Digests/ed381849.html>)
 - 8 Hadderman, M. "Trends and Issues: School Choice." ERIC Clearinghouse on Educational Management (<http://eric.uoregon.edu/trends-issues/choice/home-schooling.html>)
 9. Janes, L. and Colwell, B. "Home Schooling." *Private Rights & Public Good Building Leadership* Vol.8, No.3. Springfield, Ill: Illinois Principals Association, 2000.
 10. Rothman, R. "Court Strikes S.C. Testing Requirement for Home Schoolers." *Education Week* on the WEB, 1992 (<http://www.edweek.org/ew/1992/16sc.h11>)
 11. Mirga, T. "State High Court Rules on Home Schools." *Education Week* on the WEB,1987 (<http://www.edweek.org/ew/1987/2525kmass.h06>)
 12. Nelson,Frik "Home Schooling." *ERIC Digest* No.15. OR : ERIC Clearinghouse on Educational Management, 1986. (<http://www.ed.gov/databases/ERIC-Digests/ed282348.html>)
 13. Education Commission of the States "Home Schooling." *ECS Selected State Policies*. 2001. (<http://www.ecs.org>)
 14. Aiex, Nola Kortner "Home Schooling and Socialization of Children." *ERIC Digest*. Bloomington IN: ERIC Clearinghouse on Reading English and Communication. (<http://www.ed.gov/databases/ERIC-Digests/ed>)
 - 15.Rudner,Lawrence M. "The Scholastic Achievement of Home School Students." *ERIC/AE Digest*. IN: ERIC Clearinghouse on Reading English and Communication,1999 (<http://www.ed.gov/databases/ERIC-Digests/ed435709.html>)
 16. Hill. P.T. "The Innovator's Dilemma." *Education Week*. June 14, 2000 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 - 17.Zehr. M.A. "More Home Schooling Parents Turn To Online Courses for Help." *Education Week*. Oct.20, 1999 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 18. Hammond, J. and Tinglev, S. "Competitive Strategy for Public Schools." *Education Week*, Mar.1, 2000. on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 - 19.Walsh M. "New Index Rates Some States More Free Than Others." *Education Week*, Sept.27, 2000 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 - 20.Blair J. "College Admissions Adapts To Students Taught at Home." *Education Week*, Mar.29,2000 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 - 21.Blair J. "New College Set To Welcome Home-Schooled Students in the Fall." *Education Week*, Mar.29, 2000 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 - 22.Archer J. "Research: Unexplored Territory." *Education Week*, Dec.8,1999 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 - 23.Schnaiberg, L. "Study Finds Home Schoolers Are Top Achievers on Tests." *Education Week*, Mar.31,1999 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 - 24.Schnaiberg, L. "Home Schooling Queries Spike After Shootings." *Education Week*, June 9, 1999 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)
 - 25.Weston, M. "Reformers Should Take a Look at Home Schools." *Education Week*, April.3, 1996 on the WEB. (<http://www.edweek.org/ew/ewstory>)